

保 国 発 0707 第 1 号  
令 和 5 年 7 月 7 日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長  
（ 公 印 省 略 ）

令和 6 年度保険者努力支援制度（取組評価分）の市町村分について

標記について、令和 6 年度保険者努力支援制度（取組評価分）の市町村分の評価指標及び具体的な算定方法等について、下記のとおり定めたのでお知らせする。

#### 記

#### 第 1 算定方法及び事業見込額調査について

1. 令和 6 年度保険者努力支援制度（取組評価分）の市町村分は、全保険者を交付対象とする。
2. 保険者努力支援制度（取組評価分）の交付額を令和 6 年度の納付金算定に反映させる観点から、令和 5 年度中に令和 6 年度の交付見込額を算定することとする。
3. 交付額の算定方法は、〔（評価指標毎の加点－令和 5 年度の評価指標毎の減点）×被保険者数（退職被保険者を含む。）〕により算出した点数を基準として、全保険者の算出点数の合計に占める割合に応じて、予算の範囲内で交付する。  
広域連合については、構成市町村ごとの加点〔評価指標毎の加点×構成市町村内の被保険者数〕から構成市町村ごとの減点〔令和 5 年度の評価指標毎の減点×構成市町村内の被保険者数〕を引いた点数とする。  
なお、被保険者数は令和 5 年 5 月 31 日現在の数値を用いることとする。
4. 令和 5 年度交付額算定時に評価対象とした取組に係る実績調査は、8 月上旬を目途に実施する。その結果、以下のいずれかに該当した場合、令和 6 年度の交付見込額の算定基礎となる評価において、減点を行うこととする。
  - ・令和 4 年度中の実施を予定していた取組について、令和 4 年度中に実施しなか

った場合

- ・令和5年度交付額算定時に報告されていた過年度の実施状況に誤りが判明した場合

※ 予定していなかった取組を実施した場合や、申請誤り等による加点は行わないこととする。

なお、上記実績調査については、別途通知する。

5. 4. の減点の算出方法は、減点対象の指標毎の令和5年度配点×補正係数〔全指標の令和6年度配点合計(840点)／令和5年度配点合計(940点)〕とする。

※小数点以下は切り捨てるものとする。

6. 令和4年度以前の交付額算定時に評価対象とした取組について、実施していないことが判明し、かつ、令和5年度交付額算定までの間に減点されていない場合、令和6年度の交付見込額の算定基礎となる評価において減点を行うこととするので、該当の事案があれば実績調査の際に併せて報告すること。この場合の減点の算出方法は、原則として5.と同様に、当該年度の配点に補正係数を乗じることとする。

7. 令和6年度の保険者努力支援制度（取組評価分）の交付見込額算定にあたり、各市町村において、評価指標ごとに自己採点を行うものとし、その点数を都道府県で取りまとめることとする（「特定健康診査の受診率」、「特定保健指導の実施率」、「メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率」、「がん検診受診率」、「マイナンバーカードの健康保険証利用登録者数の割合」、「後発医薬品の使用割合」、「令和2年度から令和4年度の保険料（税）収納率」、「自動引落により保険料を納付している世帯数の割合」を除く。）。なお、正式な交付申請は、「令和6年度国民健康保険保険者努力支援交付金交付要綱(仮称)」をもって、令和6年度中に実施するものとする。

8. 都道府県の事務担当者は、管内の各保険者の取組状況を別添の評価採点表（①自己採点表、②重複・多剤投与者数）に取りまとめるうえ、保険者からの報告内容に誤りがないことを確認し、評価採点表（①自己採点表）については令和5年8月10日（木）までに、評価採点表（②重複・多剤投与者数）については令和5年8月25日（金）までに下記のアドレスへ電子メールで提出すること。

※メールアドレス：kokuho-hoken@mhlw.go.jp（保険者努力支援係あて）

## 第2 予算規模について

500 億円規模を措置予定

## 第3 保険者共通の評価指標及び点数について

### 1 特定健康診査・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率

#### (1) 特定健康診査の受診率（令和3年度の実績を評価）

| 評価指標                                                                                                                                                                                                                                                      | 配点                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| ① 第三期特定健康診査等実施計画期間における目標値（60%）を達成している場合                                                                                                                                                                                                                   | 40 点                                   |
| ② ①の基準を達成し、かつ受診率が令和2年度以上の値となっている場合                                                                                                                                                                                                                        | 10 点                                   |
| ③ ①の基準は達成していないが、受診率が令和3年度の市町村規模別の自治体上位1割又は上位3割に当たる受診率を達成している場合                                                                                                                                                                                            | 上位1割<br>25 点<br><br>又は<br>上位3割<br>15 点 |
| 10 万人以上<br>○○%（令和3年度上位1割）<br>○○%（令和3年度上位3割）<br>5 万人以上～10 万人未満<br>○○%（令和3年度上位1割）<br>○○%（令和3年度上位3割）<br>1 万人以上～5 万人未満<br>○○%（令和3年度上位1割）<br>○○%（令和3年度上位3割）<br>3 千人以上～1 万人未満<br>○○%（令和3年度上位1割）<br>○○%（令和3年度上位3割）<br>3 千人未満<br>○○%（令和3年度上位1割）<br>○○%（令和3年度上位3割） |                                        |
| ④ ③に該当し、かつ令和2年度の実績と比較し、受診率が3（1.5）ポイント以上向上している場合                                                                                                                                                                                                           | 20 点<br>(15 点)                         |
| ⑤ ①及び③の基準は達成していないが、令和2年度の実績と比較し、受診率が3ポイント以上向上している場合                                                                                                                                                                                                       | 15 点                                   |

|                                                           |       |
|-----------------------------------------------------------|-------|
| ⑥ ①、③及び⑤の基準は達成していないが、平成 29 年度の受診率から令和元年度の受診率が連続して向上している場合 | 5 点   |
| ⑦ 受診率が 25%以上 33%未満の値となっている場合（⑤又は⑥の基準を達成している場合を除く。）        | -15 点 |
| ⑧ 受診率が 25%未満の値となっている場合（⑤又は⑥の基準を達成している場合を除く。）              | -30 点 |
| ⑨ ①及び③の基準は満たさず、かつ平成 29 年度の受診率から令和元年度の受診率が連続して低下している場合     | -15 点 |

（留意点）

- ・ 令和 3 年度の実績の達成状況及び前年度比の伸び率等をあわせて評価する。
- ・ 厚生労働省において「レセプト情報・特定健診等情報データベース」（以下「NDB」という。）から抽出される保険者ごとのデータを用いて評価するものとする。
- ・ 特定健康診査の受診率の算出方法は、次のとおりとする。  
特定健康診査の受診率＝（受診者数／対象者数）×100
- ※ 受診者数とは、特定健康診査における基本的な健診項目を全て実施した者の数をいう。
- ※ 対象者数とは、当該年度の 4 月 1 日における加入者であって、当該年度において 40 歳以上 74 歳以下に達する者のうち、年度途中における異動者（加入、脱退）及び平成 20 年厚生労働省告示第 3 号に規定する各項のいずれかに該当する者（妊産婦等）と保険者が確認できた者を除いた者の数をいう。
- ・ ⑥、⑨については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和元年度受診率については数値を補正し、評価を行う。（令和元年度又は令和 2 年度又は令和 3 年度実績値が、令和元年度補正值よりも高い場合は、いずれか高い方の実績で評価する。）
- ※ 令和元年度 3 月分を過去 3 年度における実績により補正  
3 月受診者数が年間受診者数に占める割合（A）＝平成 28～平成 30 年度 3 月受診者数／平成 28～平成 30 年度年間受診者数  
補正值＝令和元年度 4～2 月受診者数÷（1－A）÷令和元年度対象者数
- ・ ○○については、別途通知する。

（2）特定保健指導の実施率（令和 3 年度の実績を評価）

| 評 価 指 標                                 | 配 点  |
|-----------------------------------------|------|
| ① 第三期特定健康診査等実施計画期間における目標値（60%）を達成している場合 | 40 点 |

|                                                          |                |
|----------------------------------------------------------|----------------|
| ② ①の基準を達成し、かつ実施率が令和2年度以上の値となっている場合                       | 10 点           |
| ③ ①の基準は達成していないが、実施率が令和3年度の市町村規模別の自治体上位3割に当たる実施率を達成している場合 | 15 点           |
| 10 万人以上<br>〇〇% (令和3年度上位3割)                               |                |
| 5 万人以上～10 万人未満<br>〇〇% (令和3年度上位3割)                        |                |
| 1 万人以上～5 万人未満<br>〇〇% (令和3年度上位3割)                         |                |
| 3 千人以上～1 万人未満<br>〇〇% (令和3年度上位3割)                         |                |
| 3 千人未満<br>〇〇% (令和3年度上位3割)                                |                |
| ④ ③に該当し、かつ令和2年度の実績と比較し、実施率が5 (3) ポイント以上向上している場合          | 25 点<br>(15 点) |
| ⑤ ①及び③の基準は達成していないが、令和2年度の実績と比較し、実施率が5 ポイント以上向上している場合     | 15 点           |
| ⑥ ①、③及び⑤の基準は達成していないが、平成29年度の実施率から令和元年度の実施率が連続して向上している場合  | 5 点            |
| ⑦ 実施率が10%以上15%未満の値となっている場合 (⑤又は⑥の基準を達成している場合を除く。)        | -15 点          |
| ⑧ 実施率が10%未満の値となっている場合 (⑤又は⑥の基準を達成している場合を除く。)             | -30 点          |
| ⑨ ①及び③の基準は満たさず、かつ平成29年度の実施率から令和元年度の実施率が連続して低下している場合      | -15 点          |

(留意点)

- ・ 令和3年度の実績の達成状況及び前年度比の伸び率等をあわせて評価する。
- ・ 厚生労働省においてNDBから抽出される保険者ごとのデータを用いて評価するものとする。
- ・ 特定保健指導の実施率の算出方法は、次のとおりとする。  
特定保健指導の実施率＝(特定保健指導終了者数／特定保健指導対象者数)  
×100
- ・ ⑥、⑨については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和元年度

実施率については数値を補正し、評価を行う。(令和元年度又は令和2年度又は令和3年度実績値が、令和元年度補正值よりも高い場合は、いずれか高い方の実績で評価する。)

※ 令和2年3～5月に初回面接実施分を平成30年度実績により補正

平成30年度特定保健指導終了者のうち令和元年3～5月に初回面接を実施した割合(A)＝令和元年3～5月初回面接実施者数／平成30年度特定保健指導終了者数

補正值＝(令和元年度特定保健指導終了者数－令和2年3～5月初回面接実施者数)÷(1－A)÷令和元年度対象者数

- ・ ○○については、別途通知する。

(3) メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率(令和3年度の実績を評価)

| 評価指標                                                  | 配点  |
|-------------------------------------------------------|-----|
| ① 第三期特定健康診査等実施計画期間における目標値(25%)を達成している場合               | 20点 |
| ② ①の基準を達成している場合、減少率が令和2年度以上の値となっている場合                 | 5点  |
| ③ ①の基準は達成していないが、減少率が全自治体の上位3割に当たる○○%を達成している場合         | 10点 |
| ④ ③の基準を達成し、かつ令和2年度の実績と比較し、減少率が2ポイント以上向上している場合         | 10点 |
| ⑤ ①及び③の基準は達成していないが、減少率が全自治体の上位5割に当たる○○%を達成している場合      | 5点  |
| ⑥ ⑤の基準を達成し、かつ令和2年度の実績と比較し、減少率が2ポイント以上向上している場合         | 10点 |
| ⑦ ①、③及び⑤の基準は達成していないが、令和2年度の実績と比較し、減少率が3ポイント以上向上している場合 | 10点 |

(留意点)

- ・ 令和3年度の実績の達成状況及び前年度比の伸び率等をあわせて評価する。
- ・ 厚生労働省において保険者から支払基金に対して報告される特定健康診査等実施状況データを用いて保険者ごとに評価するものとする。
- ・ メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率の算出方法については、次のとおりとする。

メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率＝{(平成20年度メタボリックシンドローム該当者及び予備群推定数－当該年度メタボリックシ

ンドローム該当者及び予備群推定数) / 平成 20 年度メタボリックシンドローム該当者及び予備群推定数} × 100

※ 算出に用いるそれぞれの推定数は、特定健康診査の実施率の変化による影響及び年齢構成の変化による影響を排除するため、性別・年齢階層別（40～64 歳・65～74 歳）に各年度のメタボリックシンドローム該当者及び予備群者の出現割合を算出し、令和 3 年度の特定健診受診対象者数を乗じて算出した推定数をいう。

- ・ ○○については、別途通知する。

## 2 特定健診・特定保健指導に加えて他の健診の実施や健診結果等に基づく受診勧奨等の取組の実施状況

### (1) がん検診受診率等（令和 3 年度の実績、令和 5 年度の実施状況を評価）

| 評価指標                                                                                  | 配点   |
|---------------------------------------------------------------------------------------|------|
| ① 胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんの 5 つのがん検診の平均受診率が 25%を達成している場合                                | 15 点 |
| ② ①の基準は達成していないが、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんの 5 つのがん検診の平均受診率が全自治体の上位 3 割に当たる○○%を達成している場合    | 10 点 |
| ③ ①及び②の基準は達成していないが、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんの 5 つのがん検診の平均受診率が全自治体の上位 5 割に当たる○○%を達成している場合 | 5 点  |
| ④ 令和 2 年度の実績と比較し、平均受診率が 1 ポイント以上向上している場合                                              | 20 点 |
| ⑤ 受診率の向上のため、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんの 5 つのがん検診いずれかと特定健診を一体的に実施している場合                    | 2 点  |
| ⑥ 子宮頸がん及び乳がんのがん検診と特定健診を一体的に実施している場合                                                   | 3 点  |

#### (留意点)

- ・ 令和 3 年度の実績の達成状況及び前年度比の伸び率等をあわせて評価する。
- ・ 各がん検診の受診率の算出方法は、次のとおりとする。
  - 肺がん及び大腸がんの検診受診率の算出方法について  

$$\text{受診率} = (\text{受診者数} / \text{対象者数}) \times 100$$
  - 胃がん、子宮頸がん及び乳がんの検診受診率の算出方法について  

$$\text{受診率} = (\text{前年度の受診者数} + \text{当該年度の受診者数} - 2 \text{ 年連続の受診者数})$$

／当該年度の対象者数×100

- 平均受診率の算出方法については、次のとおりとする。  
平均受診率＝（胃がん検診の受診率＋肺がん検診の受診率＋大腸がん検診の受診率＋子宮頸がん検診の受診率＋乳がん検診の受診率）／5
- 上記算出で使用する受診者数、対象者数とは、令和３年度地域保健・健康増進事業報告における国民健康保険被保険者の受診者数、対象者数をいう（令和２年度の受診者数、対象者数については令和２年度地域保健・健康増進事業報告における国民健康保険被保険者の受診者数、対象者数とする）。  
【令和３年度地域保健・健康増進事業報告 利用する統計表（閲覧（健康増進編）市区町村表）胃がん：表番号 20-2、肺がん・大腸がん：表番号 20-1、子宮頸がん：表番号 20-3、乳がん：表番号 20-4】  
【令和２年度地域保健・健康増進事業報告 利用する統計表（閲覧（健康増進編）市区町村表）胃がん：表番号 20-2、肺がん・大腸がん：表番号 20-1、子宮頸がん：表番号 20-3、乳がん：表番号 20-4】  
（参考ホームページ）  
「地域保健・健康増進事業報告」  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/32-19.html>
- 〇〇については、別途通知する。

（２）歯科健診受診率等（令和４年度の実績、令和５年度の実施状況を評価）

| 評価指標                                                     | 配点   |
|----------------------------------------------------------|------|
| ① 令和４年度の歯科健診の受診率が全自治体の上位３割に当たる〇〇％を達成している場合               | 15 点 |
| ② ①の基準は達成していないが、令和４年度の歯科健診の受診率が全自治体の上位５割に当たる〇〇％を達成している場合 | 10 点 |
| ③ 令和３年度の実績と比較し、受診率が１ポイント以上向上している場合                       | 15 点 |
| ④ 口腔内の健康の保持増進のための取組（セミナーや健康教室、歯科保健指導等）を実施している場合          | 5 点  |

（留意点）

- 令和４年度の実績の達成状況及び前年度比の伸び率等をあわせて評価する。
- 指標①～③の歯科健診の受診率は、地域保健・健康増進事業報告において事業報告を行っている歯周疾患（病）検診の実施状況に基づき算定するものとする。  
歯科健診の受診率＝受診者数／対象者数

※ 対象者数とは、当該市町村の区域内に居住地を有する 40 歳、50 歳、60 歳及び 70 歳の者の総計をいう。

※ 受診者数については、地域保健・健康増進事業報告の報告内容の基礎となる数値をいい、同報告の内容を確認の上、内容の整合性をとること。

- ・ 保険者は、都道府県に別添の様式を用いて実施状況を報告するものとする。
- ・ ○○については、別途通知する。

### 3 生活習慣病の発症予防・重症化予防の取組の実施状況

(1) 生活習慣病の発症予防・重症化予防の取組の実施状況（令和 5 年度の実施状況を評価）

| 評価指標                                                                                                                                             | 配点   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| ① 生活習慣病の発症予防・重症化予防の取組において、検査結果（BMI、血圧、HbA1c 等）を確認し、アウトカム指標により評価している場合                                                                            | 7 点  |
| ② 以下の基準を全て満たす糖尿病性腎症重症化予防の取組を実施している場合<br>※ 取組方法については、受診勧奨、保健指導、受診勧奨と保健指導を一体化した取組等の中から地域の実情に応じ適切なものを選択する                                           | 3 点  |
| 1 対象者の抽出基準が明確であること                                                                                                                               |      |
| 2 かかりつけ医と連携した取組であること                                                                                                                             |      |
| 3 保健指導を実施する場合には、専門職が取組に携わること                                                                                                                     |      |
| 4 事業の評価を実施すること                                                                                                                                   |      |
| 5 取組の実施に当たり、地域の実情に応じて各都道府県の糖尿病対策推進会議等との連携（各都道府県による対応策の議論や取組内容の共有など）を図ること                                                                         |      |
| ③ 健診結果のみならず、レセプトの請求情報（薬剤や疾患名）も活用し、糖尿病性腎症対象者の概数を把握した上で、特定健診受診者で糖尿病基準に該当（糖尿病性腎症含む）するが医療機関未受診の者及び特定健診未受診者で過去に糖尿病治療歴があり現在治療中断している者を抽出し、受診勧奨を実施している場合 | 30 点 |
| ④ 禁煙を促す取組（セミナーや健康教室、個別の保健指導等）を実施している場合（特定健診・特定保健指導以外）                                                                                            | 5 点  |

(留意点)

- ・ 令和5年度中の実施状況を評価するものとする。
- ・ 保険者は、都道府県に別添の様式を用いて実施状況を報告するものとする。

(2) 特定健診受診率向上の取組の実施状況（令和5年度の実施状況を評価）

| 評価指標                                                                                                       | 配点  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| ① 40～50歳代の特定健診受診率向上のための取組を実施している。(休日夜間の特定健診を実施している等)                                                       | 5点  |
| ② 若い世代から健診への意識を高めるため、40歳未満を対象とした健診を実施し、かつ、40歳未満の被保険者に対し、健康意識の向上と健診等の実施率向上のための周知・啓発を行っている場合                 | 10点 |
| ③ 40歳未満を対象とした健診実施後、健診結果において、生活習慣の改善が特に必要と認められる者に対して保健指導を行っている、かつ医療機関を受診する必要があると判断された者に対して医療機関の受診勧奨を行っている場合 | 10点 |

(留意点)

- ・ 令和5年度中の実施状況を評価するものとする。
- ・ 保険者は、都道府県に別添の様式を用いて実施状況を報告するものとする。

4 広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組の実施状況

(1) 個人へのインセンティブの提供の実施（令和5年度の実施状況を評価）

| 評価指標                                                                                                                                                                 | 配点  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 以下の基準を満たす個人へのインセンティブの提供の取組を実施している場合                                                                                                                                  |     |
| ① 一般住民の自主的な予防・健康づくりを推進するため、住民の予防・健康づくりの取組や成果に応じてポイントを付与し、そのポイント数に応じて報奨を設ける等の事業を実施し、事業の実施後、当該事業が住民の行動変容につながったかどうか効果検証を行った上で、当該検証に基づき事業改善を行うなどPDCAサイクルで事業の見直しを実施している場合 | 10点 |
| ①の基準を満たす事業を実施する場合であって、以下を満たす事業を実施している場合                                                                                                                              |     |
| ② プログラム等の中での本人の取組に対する評価を、個人へのインセンティブの提供の条件としている場合                                                                                                                    | 10点 |

|                                                                                      |      |
|--------------------------------------------------------------------------------------|------|
| ③ 本人の取組の成果としての健康指標の維持や改善を、個人へのインセンティブの提供の条件としている場合                                   | 10 点 |
| ④ 商工部局や都市整備部局等との連携または地域の民間企業や商店街との連携による「健康なまちづくり」の視点を含めた個人へのインセンティブ提供に関する事業を実施している場合 | 10 点 |

(留意点)

- ・ 令和 5 年度中の実施状況を評価するものとする。
- ・ 保険者は、都道府県に別添の様式を用いて実施状況を報告するものとする。

(2) 個人への分かりやすい情報提供の実施（令和 5 年度の実施状況を評価）

| 評 価 指 標                                                                                        | 配点   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| ① 被保険者証更新時や納入通知書の発送時等に、リーフレット等を用いてマイナンバーカードの取得促進について周知・広報の取組をしている場合                            | 5 点  |
| ② 被保険者証更新時や納入通知書の発送時等に、リーフレット等を用いてマイナンバーカードの被保険者証利用に係るメリットや初回登録の手順について周知・広報の取組をしている場合          | 2 点  |
| ③ 市町村の国民健康保険担当部局と住民制度担当部局が連携・協力することにより、マイナンバーカードの交付対象者が一気通貫で被保険者証の利用申込をできるよう、交付対象者への支援を行っている場合 | 2 点  |
| ④ 被保険者の予防・健康づくりを促進する観点から、マイナポータルにより特定健診情報等が閲覧可能であることにに関して周知・啓発を行っている場合                         | 5 点  |
| ⑤ 被保険者数に対するマイナンバーカードの健康保険証利用登録者数の割合が全自治体の上位 1 割に当たる〇〇%を達成している場合                                | 10 点 |
| ⑥ ⑤の基準は達成していないが、被保険者数に対するマイナンバーカードの健康保険証利用登録者数の割合が全自治体の上位 3 割に当たる〇〇%を達成している場合                  | 5 点  |

(留意点)

- ・ 令和 5 年度中の実施状況を評価するものとする。
- ・ ⑤及び⑥については、厚生労働省において「医療保険者等向け中間サーバ等」で管理する保険者ごとのデータを用いて評価するものとする。

- ・ 被保険者数に対するマイナンバーカードの健康保険証利用登録者数の割合の算出方法は、次のとおりとする。

被保険者数に対するマイナンバーカードの健康保険証利用登録者数の割合  

$$= \text{マイナンバーカードの健康保険証利用登録者数} / \text{被保険者数}$$

- ・ 保険者は、都道府県に別添の様式を用いて実施状況を報告するものとする。
- ・ ○○については、別途通知する。

## 5 加入者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況

### (1) 重複投与者に対する取組（令和5年度の実施状況、令和4年度の実績を評価）

| 評価指標                                                                                             | 配点  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| ① 重複投与者の抽出基準を設定し、対象者を抽出した上で、服薬情報の通知や個別に訪問・指導するなどの取組を実施し、かつ、取組実施後に対象者の処方状況をレセプト等で確認し実施前後で評価している場合 | 10点 |
| ② ①を実施した上で、本人や支援者に服薬状況や副作用の改善状況を確認し、実施前後で評価している場合                                                | 15点 |
| ③ 重複投与者数（対被保険者1万人）が前年度から減少していること                                                                 | 10点 |
| ④ 郡市区医師会や薬剤師会等地域の医療関係団体と連携して重複投与の対策を実施している場合                                                     | 5点  |

#### （留意点）

- ・ 令和5年度中の実施状況等を評価するものとする。
- ・ 指標③については、令和4年度の実績の前年度比較を評価する。なお、重複投与者数（対被保険者1万人）は厚生労働省において算出するが、算出方法は、次のとおりとする。

当該年度の重複投与者数（対被保険者1万人）＝（当該年度の平均重複投与者数／当該年度の平均被保険者数）×10,000

- ・ 保険者は、都道府県に別添の様式を用いて実施状況を報告するものとする。

### (2) 多剤投与者に対する取組（令和5年度の実施状況、令和4年度の実績を評価）

| 評価指標                                                                                             | 配点  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| ① 多剤投与者の抽出基準を設定し、対象者を抽出した上で、服薬情報の通知や個別に訪問・指導するなどの取組を実施し、かつ、取組実施後に対象者の処方状況をレセプト等で確認し実施前後で評価している場合 | 10点 |

|                                                   |      |
|---------------------------------------------------|------|
| ② ①を実施した上で、本人や支援者に服薬状況や副作用の改善状況を確認し、実施前後で評価している場合 | 15 点 |
| ③ 多剤投与者数（対被保険者 1 万人）が前年度から減少していること                | 10 点 |
| ④ 郡市区医師会や薬剤師会等地域の医療関係団体と連携して多剤投与の対策を実施している場合      | 5 点  |

(留意点)

- ・ 令和 5 年度中の実施状況等を評価するものとする。
- ・ 指標③については、令和 4 年度の実績の前年度比較を評価する。なお、多剤投与者数（対被保険者 1 万人）は厚生労働省において算出するが、算出方法は、次のとおりとする。

当該年度の多剤投与者数（対被保険者 1 万人）＝（当該年度の平均多剤投与者数／当該年度の平均被保険者数） × 10,000

- ・ 保険者は、都道府県に別添の様式を用いて実施状況を報告するものとする。

### （3）薬剤の適正使用の推進に対する取組（令和 5 年度の実施状況を評価）

| 評価指標                                                     | 配点   |
|----------------------------------------------------------|------|
| ① 被保険者に対し、お薬手帳を 1 冊にまとめることやポリファーマシーに関する周知・啓発を行っていない場合    | -5 点 |
| ② 被保険者に対し、セルフメディケーションの推進（OTC 医薬品の普及を含む）のための周知・啓発を行っている場合 | 5 点  |

(留意点)

- ・ 令和 5 年度中の実施状況を評価するものとする。
- ・ 保険者は、都道府県に別添の様式を用いて実施状況を報告するものとする。

## 6 後発医薬品の使用促進等に関する取組の実施状況

### （1）後発医薬品の促進等の取組（令和 5 年度の実施状況を評価）

| 評価指標                                                         | 配点  |
|--------------------------------------------------------------|-----|
| ① 後発医薬品の使用状況について、年齢別等に類型化し、把握した上で、事業の目標数値を設定し、事業計画等に記載している場合 | 5 点 |
| ①の取組に加え、以下の基準を全て満たす後発医薬品の差額通知の事業を実施している場合                    |     |

|                                                                              |      |
|------------------------------------------------------------------------------|------|
| ② 通知前後で後発医薬品への切り替えが行われているか、国保連合会から提供される帳票等により確認し、切り替え率及び切り替えによる削減額を把握している場合  | 5 点  |
| ③ 被保険者に対し、後発医薬品についての更なる理解の促進を図るため、差額通知等において、後発医薬品の品質や使用促進の意義等に関する情報を記載している場合 |      |
| ④ 被保険者に対し、リフィル処方箋について、周知・啓発を行っている場合（その際、分割調剤等その他の長期処方も併せて周知・啓発することも考えられる）    | 10 点 |

（留意点）

- ・ 令和 5 年度中の実施状況を評価するものとする。
- ・ 保険者は、都道府県に別添の様式を用いて実施状況を報告するものとする。

（2）後発医薬品の使用割合（令和 4 年度の実績を評価）

| 評 価 指 標                                                  | 配点    |
|----------------------------------------------------------|-------|
| ① 後発医薬品の使用割合の政府目標である目標値（80%）を達成している場合                    | 70 点  |
| ② ①の基準を達成し、かつ使用割合が全自治体上位 1 割に当たる〇〇%を達成している場合             | 20 点  |
| ③ ①の基準を達成し、かつ令和 3 年度の実績と比較し、使用割合が向上している場合                | 30 点  |
| ④ ①の基準は達成していないが、使用割合が全自治体上位 7 割に当たる〇〇%を達成している場合          | 30 点  |
| ⑤ ④の基準を達成し、かつ令和 3 年度の実績と比較し、使用割合が 3 ポイント以上向上している場合       | 25 点  |
| ⑥ ①及び④の基準は達成していないが、令和 3 年度の実績と比較し、使用割合が 3 ポイント以上向上している場合 | 20 点  |
| ⑦ ①の基準は満たさず、かつ令和 2 年度の使用割合から令和 4 年度の使用割合が連続して低下している場合    | -10 点 |

（留意点）

- ・ 令和 4 年度の実績の達成状況及び前年度比の伸び率等をあわせて評価する。
- ・ 厚生労働省において NDB から抽出される保険者ごとの後発医薬品使用割合を用いて評価するものとする。
- ・ 〇〇については、別途通知する。

#### 第4 国保固有の評価指標及び点数

##### 1 収納率向上に関する取組の実施状況

○保険料（税）収納率（令和4年度実績を評価）

| 評価指標                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 配点                                                        |                                                   |                                                                 |                                                                |                                                                |                                                          |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|--|
| <p>① 現年度分の収納率が令和4年度の市町村規模別の全自治体上位3割又は上位5割に当たる収納率を達成している場合</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>10万人以上</p> <p>〇〇%（令和4年度上位3割）</p> <p>〇〇%（令和4年度上位5割）</p> </td><td rowspan="5"> <p>上位3割<br/>50点</p> <p>又は</p> <p>上位5割<br/>35点</p> </td></tr> <tr> <td> <p>5万人以上～10万人未満</p> <p>〇〇%（令和4年度上位3割）</p> <p>〇〇%（令和4年度上位5割）</p> </td></tr> <tr> <td> <p>1万人以上～5万人未満</p> <p>〇〇%（令和4年度上位3割）</p> <p>〇〇%（令和4年度上位5割）</p> </td></tr> <tr> <td> <p>3千人以上～1万人未満</p> <p>〇〇%（令和4年度上位3割）</p> <p>〇〇%（令和4年度上位5割）</p> </td></tr> <tr> <td> <p>3千人未満</p> <p>〇〇%（令和4年度上位3割）</p> <p>〇〇%（令和4年度上位5割）</p> </td></tr> </table> | <p>10万人以上</p> <p>〇〇%（令和4年度上位3割）</p> <p>〇〇%（令和4年度上位5割）</p> | <p>上位3割<br/>50点</p> <p>又は</p> <p>上位5割<br/>35点</p> | <p>5万人以上～10万人未満</p> <p>〇〇%（令和4年度上位3割）</p> <p>〇〇%（令和4年度上位5割）</p> | <p>1万人以上～5万人未満</p> <p>〇〇%（令和4年度上位3割）</p> <p>〇〇%（令和4年度上位5割）</p> | <p>3千人以上～1万人未満</p> <p>〇〇%（令和4年度上位3割）</p> <p>〇〇%（令和4年度上位5割）</p> | <p>3千人未満</p> <p>〇〇%（令和4年度上位3割）</p> <p>〇〇%（令和4年度上位5割）</p> |  |
| <p>10万人以上</p> <p>〇〇%（令和4年度上位3割）</p> <p>〇〇%（令和4年度上位5割）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <p>上位3割<br/>50点</p> <p>又は</p> <p>上位5割<br/>35点</p>         |                                                   |                                                                 |                                                                |                                                                |                                                          |  |
| <p>5万人以上～10万人未満</p> <p>〇〇%（令和4年度上位3割）</p> <p>〇〇%（令和4年度上位5割）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                           |                                                   |                                                                 |                                                                |                                                                |                                                          |  |
| <p>1万人以上～5万人未満</p> <p>〇〇%（令和4年度上位3割）</p> <p>〇〇%（令和4年度上位5割）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                           |                                                   |                                                                 |                                                                |                                                                |                                                          |  |
| <p>3千人以上～1万人未満</p> <p>〇〇%（令和4年度上位3割）</p> <p>〇〇%（令和4年度上位5割）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                           |                                                   |                                                                 |                                                                |                                                                |                                                          |  |
| <p>3千人未満</p> <p>〇〇%（令和4年度上位3割）</p> <p>〇〇%（令和4年度上位5割）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                           |                                                   |                                                                 |                                                                |                                                                |                                                          |  |
| ② 前年度（令和3年度）実績と比較し現年度分の収納率が1ポイント以上向上している場合（令和3年度及び令和4年度の収納率が99%以上である場合を含む）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 25点                                                       |                                                   |                                                                 |                                                                |                                                                |                                                          |  |
| ③ ②の基準は達成していないが、令和3年度実績と比較し収納率が0.5ポイント以上向上している場合（①で上位3割の収納率を達成している自治体において、収納率が令和3年度以上の値となっている場合を含む）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 10点                                                       |                                                   |                                                                 |                                                                |                                                                |                                                          |  |
| ④ ②及び③の基準は達成していないが、令和2年度から令和4年度の3か年平均の収納率が①の基準の上位5割の収納率を満たしている場合                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 5点                                                        |                                                   |                                                                 |                                                                |                                                                |                                                          |  |

|                                                                                       |      |
|---------------------------------------------------------------------------------------|------|
| ⑤ 滞納繰越分の収納率が令和3年度実績と比較し、5ポイント以上向上している場合（令和3年度及び令和4年度の滞納繰越分の収納率が99%以上、又は滞納繰越分がない場合を含む） | 25 点 |
| ⑥ ⑤の基準は達成していないが、滞納繰越分の収納率が令和3年度実績と比較し、2ポイント以上向上している場合                                 | 10 点 |
| ⑦ ⑤及び⑥の基準は達成していないが、滞納繰越分の収納率が令和3年度実績と比較し、1ポイント以上向上している場合                              | 5 点  |

（留意点）

- ・ 令和4年度の実績の達成状況及び前年度比の伸び率等をあわせて評価する。
- ・ 実績を評価する際、市町村が報告する国民健康保険事業状況報告（以下「事業年報」という。）の数値で確認を行うため、事業年報の回答にあたっては、誤りのないよう留意すること。
- ・ ○○については、別途通知する。

## 2 医療費の分析等に関する取組の実施状況

○データヘルス計画の実施状況（令和5年度の実施状況を評価）

| 評価指標                                                                                        | 配点  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 以下の基準を全て満たすデータヘルス計画の取組を実施している場合                                                             | 5 点 |
| ① データヘルス計画をホームページ等を通じて公表の上、これに基づき保健事業を実施している                                                |     |
| ② データヘルス計画に係る個別の保健事業について、データヘルス計画の目標等を踏まえたアウトカム指標を設定の上、実施しており、事業の実施後も、そのアウトカム指標に基づき評価を行っている |     |
| ①及び②の取組に加え、以下の取組を実施している場合                                                                   | 5 点 |
| ③ データヘルス計画に係る保健事業の実施・評価に当たり、都道府県（保健所含む。）から意見を求める場を設置している場合や都道府県（保健所含む。）へ助言を求めている場合          |     |
| ④ データヘルス計画に係る保健事業の実施・評価に当たり、外部有識者として地域の医師会等の保健医療関                                           |     |

|   |                                                                                                 |     |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|   | 係者等を構成員とする委員会または協議会等（国保連合会の支援評価委員会等）の助言を得ている場合                                                  |     |
| ⑤ | KDB 等各種データベースを活用し、データヘルス計画に係る保健事業の実施・評価に必要なデータ分析（医療費分析を含む。）を行い、分析結果に基づき、必要に応じて事業内容等の見直しを行っている場合 | 5 点 |

（留意点）

- ・ 令和 5 年度中の実施状況を評価するものとする。
- ・ 保険者は、都道府県に別添の様式を用いて実施状況を報告するものとする。

### 3 給付の適正化に関する取組の実施状況

○医療費通知の取組の実施状況（令和 5 年度の実施状況を評価）

| 評 価 指 標                        |                                                                                                                     | 配 点   |
|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 医療費通知について、次の要件を満たす取組を実施していない場合 |                                                                                                                     | -10 点 |
| ①                              | 以下の項目が明示されている場合<br>・ 被保険者が支払った医療費の額及び医療費の総額（10 割）又は保険給付費の額<br>・ 受診年月<br>・ 医療機関名<br>・ 入院、通院、歯科、薬局の別及び日数<br>・ 柔道整復療養費 |       |
| ②                              | 1 年分の医療費を漏れなく通知している場合                                                                                               |       |
| ③                              | 確定申告に使用可能な医療費通知について、確定申告開始前までに 10 月診療分までの記載がなされたものを必要な情報提供を行った上で、適切に通知している場合                                        |       |

（留意点）

- ・ 令和 5 年度中の実施状況を評価するものとする。
- ・ 保険者は、都道府県に別添の様式を用いて実施状況を報告するものとする。

### 4 地域包括ケア推進・一体的実施の実施状況

（1）地域包括ケア推進の取組（令和 5 年度の実施状況を評価）

| 評 価 指 標 | 配 点 |
|---------|-----|
|---------|-----|

|                                                                                                                       |     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 国保の視点から地域包括ケアの推進に資する下記のような取組を国保部局で実施している場合                                                                            |     |
| ① 地域包括ケアの構築に向けた医療・介護・保健・福祉・住まい・生活支援など部局横断的な議論の場に国保部局として参画し、KDB 等を活用したデータ提供等により地域の課題を共有し、対応策を検討するとともに、地域支援事業に国保部局として参画 | 8 点 |
| ② KDB 等を活用して前期高齢者等のハイリスク群・予備群等を抽出し、国保部局として当該ターゲット層に対する支援を実施(お知らせや保健師等専門職による個別支援、介護予防を目的とした取組等)                        | 7 点 |
| ③ 国保直診施設等を拠点とした取組をはじめ、医療・介護関係機関の連携による地域包括ケアの推進に向けた取組の実施                                                               | 5 点 |

(留意点)

- ・ 令和 5 年度中の実施状況を評価するものとする。
- ・ 保険者は、都道府県に別添の様式を用いて実施状況を報告するものとする。
- ・ その際、指標毎に対応する取組を精査の上、入力すること。

(2) 一体的実施の取組 (令和 5 年度の実施状況を評価)

| 評 価 指 標                                                                          | 配点   |
|----------------------------------------------------------------------------------|------|
| ① 後期高齢者医療広域連合から保健事業実施の委託を受け、専門職を活用し、国保の保健事業について後期高齢者医療制度の保健事業と介護保険の地域支援事業と一体的に実施 | 10 点 |
| ② ①の事業の実施に当たり、国保のデータに加え、後期高齢者医療及び介護保険のデータについても、KDB 等を活用した分析を総合的に実施               | 10 点 |

(留意点)

- ・ 令和 5 年度中の実施状況を評価するものとする。
- ・ 保険者は、都道府県に別添の様式を用いて実施状況を報告するものとする。

## 5 第三者求償の取組の実施状況

○第三者求償の取組状況 (令和 5 年度の実施状況を評価。ただし、⑥及び⑦は令和 4 年度の実績を評価。)

| 評 価 指 標 | 配点 |
|---------|----|
|---------|----|

|                                                                                                                                                  |     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| ① 消防や地域包括支援センター、警察、病院、保健所、消費生活センター等の2種類以上の関係機関から救急搬送記録等の第三者行為による傷病発見の手がかりとなる情報の提供を受ける体制が構築されており、その構築した体制を用いて提供された情報をもとに勧奨を行った場合（勧奨すべき案件がない場合も含む） | 7点  |
| ② 医療機関窓口での傷病届提出勧奨の周知や該当レセプトへの「10. 第3」の記載の徹底に向けた医療機関との協力体制を構築している場合                                                                               | 7点  |
| ③ レセプトの抽出条件として、「10. 第3」の記載のほかに、「傷病名」等の条件を追加している場合                                                                                                | 7点  |
| ④ ③の基準を満たす場合であって、勧奨すべき抽出件数のうち勧奨割合が9割以上の場合                                                                                                        | 7点  |
| ⑤ 管理職級職員も含め第三者求償研修に参加している場合                                                                                                                      | 3点  |
| ⑥ 第三者求償事務に係る評価指標の4指標（※）について、目標を設定しており、令和4年度の数値目標をすべて達成している場合<br>※(1) 傷病届の早期提出割合(2) 勧奨後の傷病届早期提出割合(3) 傷病届受理日までの平均日数(4) レセプトへの「10. 第三」の記載率。         | 10点 |
| ⑦ 第三者求償事務に係る評価指標の4指標（※）について、目標を設定しており、令和4年度の数値目標を2つ以上達成している場合（上記⑥を達成している市町村は除く）                                                                  | 5点  |

（留意点）

- ・ 令和5年度中の実施状況を評価するものとする。  
（ただし、⑥及び⑦については、令和4年度の実績を評価する。）
- ・ 保険者は、都道府県に別添の様式を用いて実施状況を報告するものとする。
- ・ 報告内容については、令和5年6月23日付事務連絡「令和4年度における国民健康保険事業の実施状況報告について」（以下「事業実施状況報告」という。）における報告内容を確認の上、内容の整合性をとること。

## 6 適正かつ健全な事業運営の実施状況

（1）適用の適正化状況（令和5年度の実施状況を評価。ただし、(1)①及び(2)①は令和4年度の実績を評価）

| 評価指標 | 配点 |
|------|----|
|------|----|

|                                                                                         |     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| (1) 居所不明被保険者の調査                                                                         |     |
| ① 「取扱要領」を策定しており、かつ、居所不明被保険者の調査を行い、職権による住基抹消を担当課へ依頼するなど、その解消に努めている場合（居所不明被保険者がいない場合も含む。） | 2 点 |
| (2) 所得未申告世帯の調査                                                                          |     |
| ① 全世帯に占める推計賦課世帯及び未申告世帯の割合が、前年度と比較して、減少している場合                                            | 3 点 |
| (3) 国年被保険者情報を活用した適用の適正化                                                                 |     |
| ① 日本年金機構と契約を締結して、国民年金被保険者情報を適用の適正化に活用している場合                                             | 3 点 |

(留意点)

- ・ 令和5年度中の実施状況を評価するものとする。  
(ただし、(1)①及び(2)①については、令和4年度の実績を評価する。)
- ・ 保険者は、都道府県に別添の様式を用いて実施状況を報告するものとする。
- ・ 報告内容については、事業実施状況報告における報告内容を確認の上、内容の整合性をとること。

(2) 給付の適正化状況（令和5年度の実施状況を評価。ただし(1)①及び②は令和4年度の実績を評価）

| 評 価 指 標                                                                     | 配点  |
|-----------------------------------------------------------------------------|-----|
| (1) レセプト点検の充実、強化                                                            |     |
| ① 柔道整復療養費について、多部位、長期または頻度が高い施術患者に対して、負傷部位や原因の調査等を実施し、患者に対する適正受診の指導を行っている場合  | 5 点 |
| ② 令和4年度（4～3月）の1人当たりの財政効果額が前年度（4～3月）と比較して、向上しており、かつ1人当たりの財政効果額が全国平均を上回っている場合 | 5 点 |
| (2) 一部負担金の適切な運営                                                             |     |

|                                                              |     |
|--------------------------------------------------------------|-----|
| ① 医療機関からの申請がある場合、一部負担金の保険者徴収制度を適切に運営している場合（医療機関から申請がない場合も含む） | 3 点 |
|--------------------------------------------------------------|-----|

（留意点）

- ・ 令和 5 年度中の実施状況を評価するものとする。  
（ただし、(1)①及び②については、令和 4 年度の実績を評価する。）
- ・ 保険者は、都道府県に別添の様式を用いて実施状況を報告するものとする。
- ・ 報告内容については、事業実施状況報告及び令和 5 年 6 月 27 日付事務連絡「令和 6 年度予算関係等資料の作成について」における報告内容を確認の上、内容の整合性をとること。

### （3）保険料（税）収納対策状況

（令和 5 年度の実施状況を評価。ただし(1)①は令和 4 年度の実績を評価）

| 評価指標                                                                                                                                                  | 配点  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| （1）保険料（税）収納率の確保・向上                                                                                                                                    |     |
| ① 令和 4 年度の普通徴収について、口座振替やクレジットカード払い等、自動引落により保険料を納付している世帯数の割合が、前年度より向上している場合                                                                            | 7 点 |
| ② コンビニ収納やペイジー等、被保険者による保険料自主納付方法の利便性拡大に寄与する取組を実施している場合                                                                                                 | 5 点 |
| ③ 滞納者について、再三の督促、催促にもかかわらず納付に応じない場合は、実情を踏まえた上で財産調査、差押え等の滞納処分を行う方針を定めており、かつ、滞納理由が経済的な困窮であること等を把握した場合に、自立相談支援機関を案内するなど、必要に応じて生活困窮者自立支援制度担当部局との連携を行っている場合 | 5 点 |
| （2）外国人被保険者への周知                                                                                                                                        |     |
| ① 外国人被保険者に対し、国保制度の概要（保険料納付の必要性を含む）について記載された外国語のパンフレットや納入通知書等を作成し、制度の周知・収納率の向上を図っている場合                                                                 | 3 点 |

（留意点）

- ・ 令和 5 年度中の実施状況を評価するものとする。  
（ただし、(1)①については、令和 4 年度の実績を評価する。）

- ・ 保険者は、都道府県に別添の様式を用いて実施状況を報告するものとする。
- ・ (1)①については、厚生労働省において事業実施状況報告における報告データを用いて評価するものとする。

(4) 法定外繰入の解消等（令和4年度の実施状況进行评估）

| 評価指標                                                                                                                                                                                             | 配点  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| ① 令和4年度決算において決算補填等目的の法定外一般会計繰入等を行っていない場合                                                                                                                                                         | 30点 |
| 年次毎の削減予定額（率）及び具体的な取組内容を定めた赤字削減・解消計画を策定しており、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年度決算において決算補填等目的の法定外一般会計繰入等の金額が減少</li> <li>・ 解消予定年度が令和5年度以内</li> </ul> の場合であって、次の要件に該当している場合              |     |
| ② 令和4年度の削減予定額（率）を達成している場合                                                                                                                                                                        | 20点 |
| ③ 令和4年度の削減予定額（率）は達成していないが、その3/4以上の額（率）を削減している場合                                                                                                                                                  | 10点 |
| 赤字の削減目標年次、削減予定額（率）及び具体的な取組内容を定めた赤字削減・解消計画を策定しており、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年度決算において決算補填等目的の法定外一般会計繰入等の金額が減少</li> <li>・ 解消予定年度が令和6年度以降令和8年度以内</li> </ul> の場合であって、次の要件に該当している場合 |     |
| ④ 令和4年度の削減予定額（率）を達成している場合<br>※計画初年度からの平均削減予定額（率）が10%未満の場合は、達成していたとしても⑤とする。                                                                                                                       | 5点  |
| ⑤ 令和4年度決算において削減予定額（率）を達成していない場合                                                                                                                                                                  | -5点 |
| 赤字の削減目標年次、削減予定額（率）及び具体的な取組内容を定めた赤字削減・解消計画を策定しており、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年度決算において決算補填等目的の法定外一般会計繰入の金額が減少</li> <li>・ 解消予定年度が令和9年度以降</li> </ul> の場合であって、次の要件に該当している場合         |     |
| ⑥ 令和4年度の策定予定額（率）を達成している場合                                                                                                                                                                        | -5点 |

|                                                                                                                                                                                                         |       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| ※計画初年度からの平均削減予定額（率）が 10%の場合は、達成していたとしても⑦とする。                                                                                                                                                            |       |
| ⑦令和 4 年度決算において、削減予定額（率）を達成していない場合                                                                                                                                                                       | -20 点 |
| ⑧ 赤字の削減目標年次、削減予定額（率）及び具体的な取組内容を定めた赤字削減・解消計画を策定しているが、令和 4 年度決算において決算補填等目的の法定外一般会計繰入等の金額が減少していない場合                                                                                                        | -25 点 |
| ⑨ 計画策定対象市町村※であるにもかかわらず、赤字削減・解消計画を策定していない場合、又は赤字削減・解消計画を策定しているが、赤字の削減目標年次、削減予定額（率）若しくは具体的な取組内容のいずれかを定めていない場合<br>※令和 4 年度までに赤字の解消が確実に見込まれるとして赤字削減・解消計画を策定していなかったが、令和 4 年度決算において決算補填等目的の法定外繰入等を行っている場合を含む。 | -30 点 |

（留意点）

- ・ 令和 4 年度中の実施状況を評価するものとする。
- ・ 保険者は、都道府県に別添の様式を用いて実施状況を報告するものとする。
- ・ 報告内容については、事業実施状況報告及び事業年報における報告内容を確認の上、内容の整合性をとること。

（5）その他（令和 5 年度の実施状況を評価）

| 評価指標                                                                         | 配点  |
|------------------------------------------------------------------------------|-----|
| （1）国保運営協議会の体制強化                                                              |     |
| ① 国保運営協議会の体制強化のために、被用者保険の代表委員を加えている場合                                        | 3 点 |
| （2）事務の標準化、効率化・コスト削減、広域化に係る取組                                                 |     |
| ① 事務の共同化、効率化・コスト削減、広域化、セキュリティ強化等を図るために、都道府県内の複数市町村によるシステムの共同利用（クラウド等）を導入している | 3 点 |

|                                                                    |     |
|--------------------------------------------------------------------|-----|
| 場合                                                                 |     |
| ② 事務の共同化、効率化・コスト削減、広域化、セキュリティ強化等を図るために、ガバメントクラウドへの導入又は移行を予定している場合。 | 3 点 |
| (3) 申請手続きの利便性の向上                                                   |     |
| ① 被保険者から保険者への申請手続きについて、オンラインによる手続きを設けている場合                         | 5 点 |

(留意点)

- ・ 令和5年度中の実施状況を評価するものとする。
- ・ 保険者は、都道府県に別添の様式を用いて実施状況を報告するものとする。